

販路拡大をお考えの小規模事業者の皆様へ!!

中小企業庁 平成25年度補正予算事業 **小規模事業者持続化補助金**

◆経営計画に基づいて実施する販路拡大等の取り組みに対し
50万円を上限に補助(補助率:2/3)。※

◆計画の作成や販路拡大の実施の際、
商工会議所の指導・助言を受けられます。

※小規模事業者持続化補助金には審査があり、必ず採択されるものではありません。

【概要】

◆補助対象者
 (小規模事業者)

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

◆対象となる事業

経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路拡大等のための事業

◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、
 専門家謝金、専門家旅費、委託費、外注費

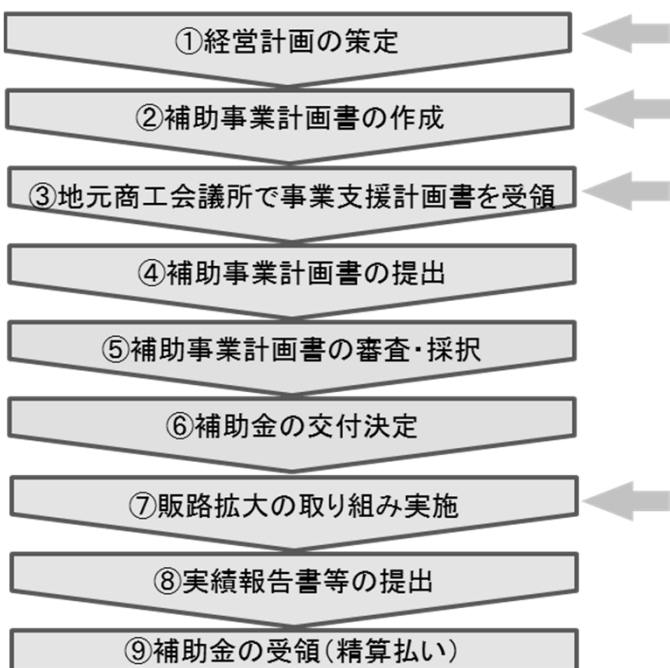
◆手続きの期限等(第1次公募関係)

【第2次受付締切】 **5月27日(火)** 日本商工会議所必着
 【採択結果公表】 6月下旬 【実施期間】 交付決定から平成27年1月31日まで

◆補助率・補助額

【補助率】 補助対象経費の2/3以内
 【補助額】 上限50万円(雇用の増加を伴う取り組みは上限100万円)

◆申請手続



商工会議所の指導・助言を受けられます

《対象となる取り組みの例》

- ① 広告宣伝
 - ・新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布
- ② 集客力を高めるための店舗改装
 - ・幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化
- ③ 商談会・展示会への出展
 - ・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展
- ④ 商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更
 - ・新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新

【お問い合わせ先】

津商工会議所中小企業相談所
 本所 TEL059-228-9141
 支所 TEL059-255-2343